なお、「命令」又は「緊急命令」に従わなかったか否かを明確にするため、法務大臣は、「命令」又は「緊急命令」に係る措置を講ずべき期間を設定して「命令」又は「緊急命令」を発する。

当該期間中に措置がとられない場合は、「罰則（法第56条、第58条）」が適用される。

第14　ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

○外務省告示第九十六号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅱが同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十二年三月十五日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Ⅱは、次のとおりである。

（平成二十二年一月二十九日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成二十二年三月十五日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅱ

治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準（世界ドーピング防止機構（ＷＡＤＡ）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千十年一月一日発効）より抜粋）

第二部　治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準

4.0　治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準

競技者は、禁止される物質又は禁止される方法の使用を許可されることによって治療目的使用に係る除外措置を許与されることができる。治療目的使用に係る除外措置の申請は、治療目的使用に係る除外措置委員会（ＴＵＥＣ）によって審査される。治療目的使用に係る除外措置委員会は、ドーピング防止機関によって任命される。

4.1　治療目的使用に係る除外措置は、次の基準に厳格に従ってのみ許与される。

(a)　競技者が急性又は慢性の疾患を治療する過程において禁止される物質又は禁止される方法を用いなかった場合には、その健康に深刻な障害を受けるであろうこと。

(b)　禁止される物質又は禁止される方法を治療目的により使用することによって、疾患の正当な治療後に通常の健康状態に回復することから予想されるもの以上に追加的な競技能力が向上しないこと。「正常下限」の水準の内因性ホルモンを増加させるため、禁止される物質又は禁止される方法を使用することは、妥当な治療措置とはみなさない。

(c)　禁止される物質又は禁止される方法の使用に代わる適切な治療方法がないこと。

(d)　禁止される物質又は禁止される方法を使用する必要性が、治療目的使用に係る除外措置がとられる前に使用した物質又は方法であって、その使用時に禁止されていたものの使用の全体又は一部の結果ではないこと。

4.2　治療目的使用に係る除外措置は、次の場合には、取り消される。

(a)　競技者が当該除外措置を許与したドーピング防止機関が課した要件又は条件を速やかに遵守しない場合

(b)　治療目的使用に係る除外措置の有効期間が満了した場合

(c)　競技者がドーピング防止機関より治療目的使用に係る除外措置を取り消す通知を受けた場合

(d)　治療目的使用に係る除外措置を許与する決定が世界ドーピング防止機構又はスポーツに関する仲裁裁判所によって取り消された場合

注釈　各治療目的使用に係る除外措置については、治療目的使用に係る除外措置委員会が決定する特定の有効期間がある。治療目的使用に係る除外措置の期間が満了した後又はそれが取り消された後、当該治療目的使用に係る除外措置に従って投与された禁止される物質が競技者の体内になお存在している場合がある。このような場合には、違反が疑われる分析結果の最初の検討を行ったドーピング防止機関は、当該結果が当該治療目的使用に係る除外措置の期間の満了又は取消しと合致するか否かを検討する。

4.3　治療目的使用に係る除外措置の申請は、次の場合を除くほか、遡及的な承認のために検討されない。

(a)　緊急の治療又は急性の疾患の治療が必要であった場合

(b)　例外的な事情により、ドーピング管理に先立ち、申請者が申請書を提出するための十分な時間若しくは機会がなかった場合又は治療目的使用に係る除外措置委員会が申請を検討する十分な時間若しくは機会がなかった場合

注釈　医療上の緊急事態又は急性疾患のため、治療目的使用に係る除外措置の申請に先立って禁止される物質の投与又は禁止される方法の使用が必要となることは少ない。同様に、競技への参加が差し迫っていることを理由として治療目的使用に係る除外措置の申請を迅速に検討することが求められる状況も少ない。治療目的使用に係る除外措置を許与するドーピング防止機関は、このような状況に対応できるような内部手続を有するべきである。

5.0　情報の秘密性の保持

ドーピング防止機関及び世界ドーピング防止機構による治療目的使用に係る除外措置の手続における個人情報の収集、保管、処理、開示及び保有については、プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準を遵守する。

5.1　治療目的使用に係る除外措置を申請する競技者は、規範に基づき書類を審査する権限を有するすべての治療目的使用に係る除外措置委員会の委員及び、必要に応じて、他の独立した医療の専門家又は科学の専門家、治療目的使用に係る除外措置の運用、審査又は不服申立てに関与するすべての必要とされる職員並びに世界ドーピング防止機構に対し、申請に関するすべての情報を送付することについての承諾書（書面による同意）を提出する。また、申請者は、治療目的使用に係る除外措置委員会の決定が規範に従い他の関係するドーピング防止機関及び国内の競技連盟に配布されることについての承諾書（書面による同意）を提出する。

5.2　の規定に関する注釈　ドーピング防止機関は、競技者から個人情報を収集し、又は同意を得る前に、競技者に対し、プライバシー及び個人情報の保護に関する国際基準7.1に規定する情報を通知する。

外部の独立した専門家の支援を必要とする場合には、申請のすべての詳細な情報は、関係する競技者を特定することなく当該専門家に送付される。

5.3　治療目的使用に係る除外措置委員会の委員、独立した専門家及び関係のあるドーピング防止機関の職員は、その活動を厳格に秘密のものとして行い、かつ、秘密保持に関する合意文書に署名する。これらの者は、特に、次の情報の秘密性を保持する。

(a)　競技者及びその治療に関与する医師から提供されたすべての医学的な情報及び記録

(b)　申請の詳細な情報（申請の過程に関与する医師の氏名を含む。）

競技者は、競技者に代わって健康に関する情報を得るための治療目的使用に係る除外措置委員会の権利を取り消すことを希望する場合には、当該競技者の医師に対してその事実を書面により通報する。その結果として、当該競技者は、治療目的使用に係る除外措置の承認を受けず、又は既存の治療目的使用に係る除外措置の更新を受けない。

5.4　ドーピング防止機関は、治療目的使用に係る除外措置の手続において得た個人情報を八年間保有すること及びその後は、規範に基づく義務又は適用のある法令若しくは義務的な訴訟手続により必要とされる義務を履行するために必要な期間に限って保有することを確保する。

6.0　治療目的使用に係る除外措置委員会

治療目的使用に係る除外措置委員会は、次の指針に従って構成され、及び活動する。

6.1　治療目的使用に係る除外措置委員会には、競技者の処置及び治療に関する経験を有し、かつ、臨床医学、スポーツ医学及び運動医学の適正な知識を有する少なくとも三人以上の医師を含めるべきである。決定の独立性を確保するため、治療目的使用に係る除外措置委員会の委員の多数は、ドーピング防止機関における利害関係又は政治的責任がないようにすべきである。治療目的使用に係る除外措置委員会のすべての委員は、利害関係がないことに関する合意文書に署名する。障害のある競技者に関係する申請については、治療目的使用に係る除外措置委員会の少なくとも一人の委員は、障害のある競技者の処置及び治療に関する具体的な経験を有する者とする。